

令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策について

令和2年7月30日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

令和2年7月豪雨により、全国各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

特に、近年、大規模な風水害が頻発する中で、毎年のように災害に見舞われている地域もあり、復旧を果たしてもまた新たな災害で被災する事態が繰り返されている。農林漁業者の心が折れることのないよう、再度災害防止の観点を踏まえつつ早急に農林漁業関係施設等の復旧を進めるとともに、原形回復にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえ、被災農地周辺の農地も含め、災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等を進める。

また、現下のコロナ禍でも、現場主義に立って、被災農林水産業者等の支援に万全を期していく。具体的には、被災市町村毎のニーズを踏まえた各種支援対策の専門家によるチームを編成し、土砂の撤去・土づくり・防除・施肥・機械やハウスの再建等の個々のステージを確実にサポートし、個々の被災者に寄り添いながら早期の生業再開まで継続してフォローする取組を始める。

1 災害復旧事業等の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設等の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設及び公共土木施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

- (1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等（トラクター、葉たばこ用乾燥機械、農業専用トラック等）の再建・修繕（被災した施設及び災害復旧事業の

対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂（土砂混じりがれき等）の撤去を含む。）に要する経費を助成。

農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援するほか、農業用ハウスの補強に要する経費を助成。

農業用機械・畜舎等について、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者に対して補助率を引き上げて事業費の2分の1を支援。

持続的生産強化対策事業により農業用ハウスの補強に必要な資材の共同購入費を助成。

- (2) 被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靱化等に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスや果樹棚等の設置や補強に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。
- (3) 被災した共同利用施設等（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設、畜産物処理加工施設等）及び卸売市場施設の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- (4) 早期の営農再開に向け、農業資材メーカー等に資材の確保や円滑な流通、早期の着工等への協力を依頼。

なお、(1)、(2)及び(3)の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

3 共済金の早期支払等

- (1) 農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。
- (2) 農業保険について、掛金の払込期限を延長。森林保険について、継続契約の締結手続き期限を猶予。
- (3) 近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業保険（収入保険、農業共済）、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

4 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり対

応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。
- ② また、農業近代化資金、漁業近代化資金等の借入れについて、(独)農林漁業信用基金、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除。
- ③ 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費の12分の6」から「1,200万円又は年間経営費の12分の12」、農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円(特認600万円)」から「負担額の100%又は1施設1,200万円」に引上げ。
- ④ 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金、漁業近代化資金等の災害関連資金を実質無担保・無保証人での貸付け。
- ⑤ 集出荷施設が被災し、出荷が出来ないなど間接的に被害を受けた農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金等の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。

(2) また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるよう、関係金融機関に要請。
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請。
- ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

5 営農再開に向けた支援

- (1) 被害果樹・茶の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費、果樹の大規模な植替えを行う場合の早期成園化や代替農地での営農等に必要な経費、樹体洗浄や樹勢回復、病害のまん延防止に要する経費、収穫物の運び出し、被害果実の利用促進に必要な経費を助成。
- (2) 河川堤防の決壊等により、大規模な浸水被害を受けた地域において水田農業の継続に向け、追加的に行う土づくりや作業委託、機械レンタル等の取組を支援。
- (3) 高収益作物次期作支援交付金について、被災地域における公募期限を延長。
- (4) 水田活用の直接支払交付金について、WCS用稲の作付けに向けて、被災地域におけるWCS用稲の移植時期の柔軟な対応を関係自治体と調整するほか、対象作物の本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合や、WCS用稲の作付けができずに他作物に作付転換した場合であっても、水田活用の直接支払交

付金及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策の面積払）の対象になることを周知。また、被災農業者の手続きの簡素化を実施。

- (5) 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、土づくり、追加的な種子・種苗・培地の確保、作物残さ等の撤去、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送、収穫時の追加的調製作業等に要する経費を助成。
- (6) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、土砂・がれき等の撤去等に要する経費を助成。
 - ② 被災家畜の避難・預託、死亡した繁殖用家畜・乳用牛の代替家畜の導入を支援。
 - ③ 不足する粗飼料を購入する場合等に要する経費を助成。
 - ④ 乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理等に要する経費を助成。
 - ⑤ 停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等に要する経費を助成。
 - ⑥ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援。
- (7) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付猶予、肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施。
- (8) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施。
- (9) かんしょのサツマイモ基腐病の予防的な防除への支援。

6 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。
- (2) 農地に堆積した土砂の撤去等、比較的軽易な工事について、災害復旧事業により、市町村と農家等が参加契約を結んで行う直営施工を支援。
- (3) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。
- (4) 農業次世代人材投資事業については、被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生

産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱いについて周知。

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援及び災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等への支援

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。復旧活動資金は組織間で融通可（翌年度に返還）。
- (2) 被災地域において、再度災害防止の観点を踏まえつつ農業水利施設等の復旧を進めるとともに、水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。
- (3) 被災地域において、再度災害防止の観点を踏まえつつ農地等の復旧を進めるとともに、生産性向上に向け被災農地周辺の農地も含めた大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

8 林野関係被害に対する支援

- (1) 森林整備事業や治山事業により、被災した森林・林道等の早期復旧や、森林の崩壊に伴う土砂流出や流木被害の防止・軽減に資するため、山地災害発生の危険性が高い地区等における森林整備や治山施設の設置等の実施を支援。
- (2) 被災した木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。
- (3) 被災した特用林産振興施設について、特用林産物の生産に必要なハウス・機械等の再建・修繕、損壊した施設の撤去及び生産資材の導入に要する経費を助成。

なお、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

- (4) 航空レーザ計測により被災地域の山地を広域かつ迅速に把握・分析し、二次災害防止対策等を加速化するための調査を実施。

9 水産関係被害に対する支援

- (1) 流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
 - ① 漁場・漁港等に漂流・堆積する流木・土砂等については、漁業者及び地方公共団体等による除去、回収・処理を支援。
 - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通

省が連携し、回収・処理を支援。

(2) 漁業者・水産加工業者の経営の再開に向け、以下の支援を実施。

- ① 被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- ② 被害を受けた地域における内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する経費を助成。

(3) 被災地域において、漁港施設等の復旧を進める。

(4) 被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。

10 停電への対応

(1) 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備、追加的な種子・種苗・培地の確保、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。

(2) 被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。

(3) 被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。

11 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス、農作物等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

12 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※1 2(1)、2(2)、2(3)、5(6)、8(2)、8(3)、9(4)、
については、別紙の留意事項を参照。

※2 本支援対策は、予算の範囲内で実施。

(別紙)

農林業用ハウス・農林業機械の導入、共同利用施設及び卸売市場施設の修繕の事前着工等における留意事項

農林業用ハウス・農林業機械の導入、共同利用施設及び卸売市場施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

(1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等

(2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

2 (1)、2 (2)、2 (3)、5 (6)、8 (2)、8 (3)、9 (4)、